

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	地方税の徴収・収納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は地方税の徴収・収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収・収納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの。 地方税法及びその他の法律等に基づき地方税の収納情報の管理・消込・過誤納の処理・統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、下記の事務に利用する。 ・市税の収納、還付、充当等を行う収納管理事務 ・督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務 ・滞納者の財産調査照会及び実態調査、照会等 ・口座登録・振替処理事務 ・納税証明書発行事務
③システムの名称	(1) 地方税システム(収納管理) (2) 滞納管理支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・徴収・収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部納税課 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行うことができる端末には、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を設定している。また、毎年度当初には、特定個人情報を取り扱う事務に従事する全ての職員に対し研修を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I. 5. ②所属長の役職名	納税課長 戸田 敏男	納税課長	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		様式変更による記載	事後	
令和4年8月24日	I. 4. ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和4年8月24日	I. 4. ②法令上の根拠		(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事前	
令和4年8月24日	IV. 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事前	
令和4年8月24日	IV. 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対応は十分か		[十分である]	事前	
令和6年9月20日	I. 3法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 ・第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表の24の項	事後	
令和6年9月20日	I. 4. ②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報照会の根拠) 別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第20条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年9月20日	II. 1. 対象人数	「評価対象の事務の対象人数は何人か」の欄中の「いつ時点の計数か」の日付 平成31年1月1日 時点	「評価対象の事務の対象人数は何人か」の欄中の「いつ時点の計数か」の日付 令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年9月20日	II. 2. 取扱者数	「特定個人情報ファイル取得者は500人以上か」の欄中の「いつ時点の計数か」の日付 平成31年1月1日 時点	「特定個人情報ファイル取得者は500人以上か」の欄中の「いつ時点の計数か」の日付 令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	I. 9. 規則第9条第2項の適用		[] 適用した	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係ない者の情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報照会を行うことができる端末には、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を設定している。また、毎年度当初には、特定個人情報を取り扱う事務に従事するすべての職員に対し研修を実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	